

多摩市告示第二九三 号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次の市道路線の区域を変更する。その関係図面は令和七年五月二十日から二週間、多摩市役所都市整備部道路交通課において一般の縦覧に供する。

令和 七 年 五 月 二十 日

多摩市長 阿部 裕行

一 区域変更路線

整理番号	路線名	区域変更区間	区域変更区間に関する		備考
			幅員（m）	延長（m）	
一	五―一四二号線	南野二丁目二〇地先 南野二丁目二〇地先	新 一一・〇二〇 旧 一二・〇二〇	三・七一	一部の区域変更
			一一・〇二〇 一二・〇二〇		

二 区域変更期日 令和 七 年 五 月 二十 日